

県営住宅入居者の皆様へ

希望する
団地のみ

団地
単位で
お申込

令和7年度から 県による共益費の徴収制度が始まりました

県による共益費の徴収制度とは

制度の利用を希望する団地の共用部分の電気・ガス・水道料金を、県が入居者の皆様から徴収し、支払う制度が令和7年7月から始まりました。

(毎年4月から7月までの間に制度の利用申請があった団地につきましては、翌年4月より本制度に移行します。)

申請から徴収の流れ

- 本制度の利用は希望制です。制度の利用を希望する団地は、団地全世帯の3／4以上の署名による同意を得て、自治会長等から県に申請する必要があります。
- 申請内容を精査し、問題がなければ、県から自治会等に通知の上、翌年度から県による徴収に移行します。また、県から全世帯に年1回徴収額を通知します。
- 入居者は、口座振替、又は納入通知書により県に共益費を支払います。

【共益費の計算方法（月額）】

事務費
各世帯
月100円

前々年度12か月の共益費の支払い実績額

÷前年度10/1時点の入居戸数÷12か月+事務費

※1世帯あたり月100円の事務費をご負担いただきます。

※共益費は100円未満を切り上げて計算します。

※過不足が生じた場合には、翌々年度に調整します。

注意事項

- 減免制度はありません。
- 県が徴収する共益費を入居者が支払わなかった場合、県が督促・回収します。
- 県が徴収する共益費の金額は、基本的に団地内で一律です。

お問合せは団地自治会等まで